

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成27年2月4日

一般社団法人岡山県LPガス協会

第1章 総則

1. 目的

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第9条第1項に基づき、一般社団法人岡山県LPガス協会(以下「県協会」という。)の業務に関し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、県協会における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2. 基本方針

県協会は、新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって、法その他の法令、政府新型インフルエンザ等対策行動計画、岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県行動計画」という。)及び本業務計画に基づき、国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、社会維持機能に関わる事業者として自覚のもと、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるよう、当県協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施を期するものとする。

3. 被害の想定

政府行動計画及び県行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次のとおりであり、本業務計画においてもこの想定を準用する。

- (1) 県民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した職員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- (2) ピーク時(約2週間)に職員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、職員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には職員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

4. 発生段階の定義

新型インフルエンザ等対策は、発生段階に応じて採るべき対応が異なることから、本業務計画では、県行動計画の発生段階に準じ、段階に応じて実施するものとする。

5. 事業継続計画の周知

県協会は、新型インフルエンザ等に対する事業継続計画(以下「BCP」という。)を必要に応じて見直し、会員に周知徹底するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 平時における連絡体制及び関係機関との連携

県協会は、BCPに基づき連絡体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係事業者等と連携し、平時から情報交換、連携体制等の確認に努めるとともに、事業継続に向けた準備を行うものとする。

2. 情報の収集、提供

- (1) 県協会は、国、地方公共団体及び関係事業者等から収集した情報を会員に周知徹底し、注意喚起に努めるものとする。
- (2) 会員又はその家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合は、速やかに県協会へ報告できるような体制整備に努めるものとする。

3. 県協会対策本部の設置

県協会は、法第22条第1項に基づき県対策本部が設置された時は、県協会に新型インフルエンザ等対策本部(以下「県協会対策本部」という。)を設置し、会員への連絡体制を強化するとともに、事業継続に向けた人員体制等について検討するものとする。

4. 県協会対策本部長等

県協会対策本部長は、会長とし、県協会対策本部副本部長は筆頭副会長とする。

5. 構成

県協会対策本部の構成は、別表第1のとおりとする。

6. 事務局

県協会対策本部の事務局は、県協会内に置き、事務局責任者は専務理事とする。

7. 県協会対策本部長等の任務

県協会対策本部長、県協会対策本部副本部長、事務局責任者及びその他県協会対策本部の構成員(以下「本部員」という。)の任務は次のとおりとする。

- (1) 県協会対策本部長は、県協会対策本部を総括する。

- (2) 県協会対策本部副本部長は、県協会対策本部長を補佐する。なお、県協会対策本部長に事故があるときは、県協会対策本部長の任務を代行する。
- (3) 事務局責任者は、県協会対策本部事務局の運営を統括する。なお、県協会対策本部長及び県協会対策本部副本部長に事故があるときは、県協会対策本部長の任務を代行する。
- (4) 県協会対策本部を構成する本部員は、県協会対策本部における決定事項を実施し、その状況等を県協会対策本部に報告する。

8. 県協会対策本部の廃止

県協会対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、県協会対策本部を廃止する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 業務内容等

県協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、L P ガス供給が適切に実施されるよう、国、地方公共団体、(一社)全国L P ガス協会等から提供される情報を会員に周知徹底するとともに、会員間の総合調整を実施する。

2. 発生段階ごとの対策

(1) 未発生期の対応

県協会は、BCPに基づき新型インフルエンザ等対策の体制整備、事前準備を行うとともに必要な物資及び資材の確保等について必要な措置を講ずる。

(2) 海外発生期から地域感染期の対応

県協会は、会員に対し健康管理及び感染対策の徹底を要請するとともに地方公共団体、関係事業者等と連携し、BCPに基づき事業継続に向け必要な措置を講ずる。

(3) 小康期の対応

県協会は、国、地方公共団体等からの情報等により、各地域の感染動向を踏まえつつ、第二波に備え事業継続のための体制を整えるよう努める。

3. 情報の収集、提供

国、地方公共団体及び関係事業者等から提供される情報を収集し、会員に周知徹底する。

- (1) 県協会は、関連機関または(一社)全国L P ガス協会から随時提供される情報を収集し、会員に対して注意喚起する。
- (2) 県協会は、会員又はその家族等のり患状況等について把握するよう努

め、人員体制等を検討する。

4. 関係機関との連携

県協会は、国、地方公共団体、関係事業者等と連携し、LPガス供給途絶の事態が生じないように、事業継続する。

5. 感染対策の検討の実施

県協会は、平時においては職員及び会員における職場におけるマスク着用、咳エチケットの徹底等の感染対策について検討を行うとともに、発生時には感染対策の実施に努める。

第4章 その他

1. 教育・訓練の実施

県協会は、新型インフルエンザ等の発生時にLPガスを途絶することなく供給できるよう、会員に対して危機意識の向上に必要な教育及び訓練等を実施する。

2. 物資及び資材等の備蓄等

県協会は、的確な新型インフルエンザ等対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行う。

3. 知識・技術の研鑽と周知

県協会は、国及び地方公共団体等が実施する研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、取得した知識・技術を効果的に活用するとともに会員に対して周知に努める。

4. 業務計画の見直し

県協会は、必要に応じて本業務計画の見直しを行い、実践的かつ効果的な方法等を検討する。

附 則

1. 施行日

この規定は、平成27年2月1日から施行する。

2. 改訂 令和2年4月7日

別表第1

県協会対策本部の構成

県協会対策本部長	会長
県協会対策本部副本部長	筆頭副会長
事務局責任者	専務理事
県協会対策本部の構成	総務部（協会事務局所掌）
	調査部（総務委員会所掌）
	対策部（保安委員会所掌）